

桜川市デマンド型乗合 タクシーのご利用案内

デマンド型乗合タクシーとは？

自宅や指定の場所から目的地（戸口から戸口）まで、お客様の希望時間帯、乗車場所などの要望（デマンド）に、バス並みの料金で応える公共交通サービスです。

利用資格

原則として桜川市に住所を有する方が乗車できます。

事前登録

利用するには事前登録が必要です。左記窓口で設置の「桜川市デマンド型乗合タクシー利用登録票」に必要事項を記入の上、持参・郵送・FAXいずれかの方法で申し込みください。（登録完了までに数日かかります。）

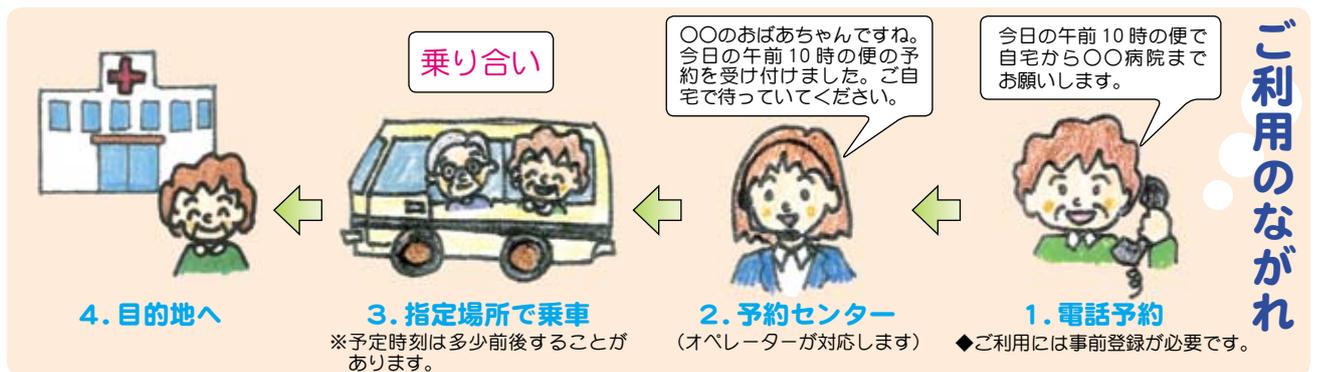
◎窓口

- ・市役所／企画課（大和庁舎）、総合窓口課（岩瀬・真壁庁舎）
- ・桜川市商工会（大和・岩瀬・真壁各事務所）

◎郵送／桜川市役所 企画課宛（〒309-11293 桜川市羽田1023）

◎FAX／桜川市役所 企画課宛（029615815082）

- 利用毎に「予約センター」への電話予約が必要です。乗り合いのため、ほかにも同じ便に予約された方がいれば、道順に回って目的地まで運行します。
- 運行日時／月～金曜日 8時～17時（土・日、祝日、年末年始・お盆は運休）
- ※1時間に1便で運行します。最終便は16時発です。
- 運行エリア／市全域および筑波山口（旧筑波駅）まで
- 利用料金（1回の乗車）
大人300円・中学生200円・3歳～小学生100円・3歳未満無料（筑波山口へ乗車の場合、岩瀬・大和地区は倍額）
- 問合先／企画課（☎58151111・75131111、内線1270～1272）、桜川市商工会大和事務所（☎029615815069）



収税課からの お知らせ

市税などの納め忘れは
ありませんか

今年度の市税などの納期限が過ぎました。納め忘れがないようご確認をお願いします。

また、納税は年度内にお願
いします。

納期を過ぎても納税が確認
できない場合は、各税各期ご
とに督促状を送付していま
す。それでも未納があった場
合は、催告書を送付していま
す。

市では納税促進を図るた
め、毎月末日の日曜日および毎
週木曜日の延長窓口業務を行
い、休日および夜間の収納窓
口を開設しています。

市税などの納付を受け付け
していただきますので、仕事など
日中に金融機関での納付が難
しい方はご利用ください。

【開設日時】
〔休日〕 毎月の最終日曜日
9時～16時
〔平日〕 毎週木曜日
17時15分～19時30分

※納税相談も随時行なってい
ます。

ます。（大和庁舎・収税課内）
※納税相談は、事前に電話な
どでお問い合わせください。
※未納が重なった場合は、財
産などを差し押さえる場合が
あります。

年度末の納税相談を
実施します

国民健康保険税、市県民税・
固定資産税・軽自動車税を対
象に、次のとおり納税相談を
行います。

【岩瀬庁舎】（2階大会議室）
3月22日（火）～25日（金）

【真壁庁舎】（3190会議室）
3月22日（火）～28日（月）

（ただし、24日（木）・26日（土）
・27日（日）を除く。）

【大和庁舎】（収税課内）
3月22日（火）～27日（日）

（ただし、26日（土）は除く。）

■問合先／収税課または国
保年金課（☎58151111・
75131111代表）

諸事情により年度内納付が
難しい方は、ぜひご相談くだ
さい。

